Pick up information 2017

4月1日より教育委員会分室が移転します

間第二庁舎教育総務課 🖪 0857-20-3352 🗐 0857-29-0824 分室の執務場所を総合支所内に移転します。

| | 現 所 在 地 | 新 所 在 地 | |
|-------|---|---|--|
| 国府町分室 | 国府町コミュニティセンター (国府町庁380番地) | 国府町総合支所庁舎1階(国府町宮下1221番地) 6 0857-39-0563 8 0857-27-3064 | |
| 福部町分室 | 福部町コミュニティセンター (福部町細川1338番地) | 福部町総合支所庁舎1階(福部町細川668番地) 60857-75-2815 | |
| 河原町分室 | 河原町コミュニティセンター (河原町渡一木277番地1) | 河原町総合支所庁舎2階(河原町渡一木277) 60858-76-3122 | |
| 用瀬町分室 | 用瀬町民会館 (用瀬町別府34番地7) | 用瀬町総合支所庁舎1階(用瀬町用瀬832) 6 0858-87-2288 | |
| 佐治町分室 | 佐治町コミュニティセンター (佐治町加瀬木2542番地1) | 佐治町総合支所庁舎1階(佐治町加瀬木2519番地3) 6 0858-88-0211 | |
| 気高町分室 | 気高町コミュニティセンター (気高町浜村11番地1) | 気高町総合支所第2庁舎1階(気高町浜村282番地1) € 0857-82-3158 | |
| 鹿野町分室 | 鹿野町農業者トレーニングセンター (鹿野町鹿野342番地) | 鹿野町総合支所庁舎1階(鹿野町鹿野1517番地) € 0857-84-2011 | |
| 青谷町分室 | 青谷町総合支所1階(青谷町青谷667番地) ※執務場所の変更はありません。 ② 0857-85-0014・1141 ② 0857-85-1819 | | |

3月は『自殺対策強化月間』です

間中央保健センター

€ 0857-20-3194
€ 0857-20-3199

自死の背景にはうつ病など のこころの病気が多く存在し ていると言われています。

3月は進学や就職、異動や 転勤など生活環境が大きく 変わり、ストレスを抱えや すい時期でもあります。過 度なストレスはうつ病をは じめ、こころや身体に変調 をきたしますので、日ごろ



「眠れてますか?」 睡眠キャンペーンキャラクター 『スーミン』

から食事や運動、睡眠など規則正しい生活を送り、スト レスをためないようにすることが大切です。

それでも、眠れない、食欲がない、気分の落ち込みが 強いなどの症状が続くときは、一度、自分自身のこころ の健康状態をチェックしてみましょう。

『こころの体温計』をご存じですか?



質問に答えていくと自身のストレス 状態を簡単にチェックすることができ ます。ぜひご活用ください。

←携帯電話・スマホから利用できます。

一人で悩まないで、まずはご相談ください。 【鳥取市こころの相談窓口】

中央保健センター 保健師

6 0857-20-3194 鳥取東健康福祉センター 保健師 🗐 0857-25-5008

障がい福祉課 保健師

£ 0857-20-3474

各総合支所市民福祉課 保健師 (編14ページ)

『国保特定保健指導』を ぜひご利用ください!

間健診推進室 60857-20-0320 80857-20-3915 鳥取東健康福祉センター・各総合支所市民福祉課 (14ページ)

■健診結果を活かそう!!

平成28年度の国保特定健康診査(国保人間ドック含 む)の受診結果により、生活習慣改善の必要性の高い 人へ「特定保健指導のお知らせ」を随時お届けしていま す。

特定保健指導を利用すると……

●生活習慣病の重症化を防ぎます!

今から生活習慣の改善に取り組めば、今後も生き生 きと元気に過ごすことができ、将来の医療費や通院時 間も節約できます。

②生活習慣改善のコツを一緒に考えます!

少しの工夫で健康的な生活習慣になり、「健康維持」 「スタイルアップ」につながります。

❸利用料金は無料です!

★特定保健指導の利用方法は?

①特定保健指導実施機関(医療機関など)で受ける ②鳥取市主催の教室や個別相談で受ける

※①②以外でもご希望の方法に応じられる場合がありま すので、お気軽にご相談ください。

ぜひこのチャンスをお見逃しなく! お気軽にご利用ください。

※平成28年度の『国保特定健 診・がん検診』は2月末日で 終了しました。



第30回もちがせ流しびな マラニック大会

間 教育委員会用瀬町分室 🥻 0858-87-2288

鳳 0858-87-2310 (3月 31 日まで) ■ 0858-87-2270 (4月1日から)

と き 5月21日(日) 10:00スタート

ところ 大会主会場「流しびなの館」周辺

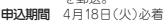
| 種目 | 対 象 |
|-------------------------|---|
| 10 ^{+DX} | 男子40歳以上·39歳以下、女子 |
| 5 ^{+ax} | 男子:60歳以上·40歳以上·39歳以下中学生以下 女子:40歳以上·39歳以下、中学生以下 |
| 3+11/ | ゆっくり走る人 今年もゼッケン抽選 |
| ウォーク (3\\\\ · 5\\\\) | 歩く人 |

参加費 10 型 / 5型コース: 高校生以上1000円

そのほかのコース:高校生以上500円 ※中学生以下は無料

申込方法 本庁舎総合案内所、駅南庁舎総合窓口、各総 合支所に配置してある大会要項の専用振替用

紙でゆうちょ銀行・ 郵便局窓口でお支払 い。複数人の場合は お支払い後、申込書 を郵送。





鳥取市移住・交流情報ガーデン 3月イベント

問 鳥取市移住・交流情報ガーデン € 0857-30-6631 € 0857-30-6662

開館時間 10:00~18:00(土・日・祝は17:00まで) 月曜休館

■ペーパーデコレーション「空&メルル」 作品展示とワークショップ

ご祝儀袋とお雛様をつくってみましょう。

と き 3月11・12日(土・日) 10:00~16:00 **参加料** 300 円 **定員** 先着 15 人 ※当日可

■ガーデン移住者交流会

快適な鳥取暮らしのために情報交換しましょう。 とき 3月18日(土) 13:00~15:00

■空き家活用相談会

と き 3月21・22日(火・水) 13:00~15:00 ※要予約

■フランス語に触れてみよう

ヌーヴェルヴァーグの映画を見ながら。 とき 3月25日(土) 14:00~15:30 参加料 500円(お茶お菓子付き)

■市役所駅南庁舎出張ガーデン

Uターン・Ⅰターンの相談にお立ち寄りください。 とき 3月29日(水) 11:00~15:00

後期高齢者医療保険料 仮徴収のお知らせ

問駅南庁舎保険年金課

€ 0857-20-3487 € 0857-20-3407

後期高齢者医療保険料を年金天引き(特別徴収)する 人の仮徴収が、4月から始まります。

特別徴収の人の保険料は、年金支払月である偶数月ご とに年6回に分けて納付していただきますが、保険料 は前年所得をもとに計算するため、前年所得が確定する 7月にならないと年間保険料が決定できません。このた め、今年2月の年金天引き額と同額を、4・6・8月の 支給年金から徴収(仮徴収)させていただき、保険料決 定額と仮徴収で納めていただいた差額は、10・12・2 月の3回に分けて納めていただきます。

また、新たに被保険者となった人(75歳到達や転入 など)の仮徴収の開始時期は、資格取得時期によって次 のとおりとなり、それまでの間は送付する納付書で支 払っていただくことになります。なお、仮徴収額は平成 27年分所得をもとに計算します。

| 75歳到達日・転入日など | 仮徴収(特別徴収) 開始時期 |
|----------------------|-------------------|
| 平成28年6月1日~10月2日 | 平成29年 4月 |
| 平成28年10月3日~12月2日 | 平成29年 6月 |
| 平成28年12月3日~平成29年2月2日 | 平成29年 8月 |
| 平成29年2月3日~5月31日 | 平成29年10月 |

- (注1) 保険料が年金天引きとなる人は、老齢・障害・ 遺族年金などが年額 18 万円 (月額 15000 円) 以上で、介護保険料が年金天引きされており、 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が 年金額の2分の1以下の人です。
- (注2)納付方法を口座振替へ変更することも可能です。 なお、国民健康保険料を口座振替にしていた人 であっても、後期高齢者医療保険料の口座振替 手続きが新たに必要になります。
- (注3) 新たに仮徴収される被保険者のみなさんの仮徴 収額通知は、開始時期に応じて次のとおりにな ります。

• 平成 29 年 4 月開始の人 3 月下旬発送

・平成29年6月開始の人 5 月中旬発送

7 月中旬発送 ・平成29年8月開始の人

り災証明申請受付の終了について

間本庁舎危機管理課

€ 0857-20-3127 € 0857-20-3042

鳥取県中部地震により被害を受けた住家の、り災証明申 請の受付につきましては、平成29年3月31日をもちまし て終了しますので、早めの手続きをお願いします。

なお、長期入院をされていたなど、受付期間内に申請で きなかった真にやむを得ない事情があった場合は、受付を 行いますので、ご相談ください。

19 Tottori City News Letter 2017.3 とっとり市報 2017.3 18